

(事 務 連 絡)

令和 6 年 6 月 1 1 日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会

「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」の
一部改正について(周知依頼)

平素は本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、日本医師会より標題の件について、周知依頼がございました。

標記ガイドラインにつきましては、平成 29 年 9 月 19 日付「情報通信機器(ICT)を用いた死亡診断等の取扱いについて」(法案 90・地 I166)により周知を依頼してきたところです。

今般、別添のとおり、標記ガイドラインが一部改正された旨、厚生労働省より各都道府県知事宛に通知が発出され、日本医師会を通じて本会にも周知方依頼がございました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、平成 29 年 9 月 12 日付けの旧ガイドラインからの修正点は別添 2 の新旧対照表を御参照ください。

大阪府医師会総務課企画室Tel06-6763-7021